

令和8年1月19日

オープンカウンター方式による見積合わせについて

分任支出負担行為担当官
伊豆森林管理署長 岩崎 利行

下記の案件について、見積合わせを実施しますので、参加希望の者は期限までに見積書を提出して下さい。

記

1. 件 名 2号 単木保護用支柱外
(詳細については、別紙契約条件書及び仕様書・内訳書のとおり)
2. 納入場所 静岡県伊豆市牧之郷546-5 伊豆森林管理署
3. 納入期限 令和8年3月6日
4. 見積書等の提出 電子調達システムを用いての見積合わせを実施しますので、上記日時までに応札してください。
期限 令和8年2月2日(月)午後1時30分まで
※持参又は郵便による提出も認めます。伊豆森林管理署総務グループへ提出してください。
5. 提出書類 ①見積書
※電子調達システムへは税抜の見積額を入力して下さい。
※紙で作成する見積書は消費税込みの価格で作成するものとし、必ず日付をご記入下さい。
②令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)の写し
※電子調達システムを用いる場合は、内訳書データとして送信して下さい。
※郵送・持参する場合は上記書類を合封して封緘し、封筒の表に「(案件名) 見積書在中」と朱書きで記載のうえ提出して下さい。
6. 契約の締結日 見積採用の日
7. 必要な資格等 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)において、関東・甲信越地域の「物品の製造」又は「物品の販売」の資格を有する者。
8. その他 見積書の提出前に、「オープンカウンター方式の見積依頼に係る留意事項」及び「関東森林管理局等随意契約見積心得」を必ず確認して下さい。
見積書を提出した場合は、別紙「契約条件書」の内容を承諾したものとみなします。

(担当：森林情報管理官)
(Tel：0558-74-2522)

仕様書・内訳書

伊豆森林管理署

番号	品名	規格・品質		種別	数量	単位
1	単木保護用支柱	くわんたいMサイズ用、グラスファイバー支柱、φ8mm×2.1m	大同商事株式会社	1	1000	本
2	防塵眼鏡	材質(レンズ);ポリカーボネート、レンズ色:クリア、質量:45g以下	TOYO 防塵メガネ NO.1308-C	3	10	個
3	防塵ゴーグル	材質(フレーム);軟質塩化ビニル、レンズ色:クリア、フレーム色:クリア、質量:65g以下	TOYO 防塵メガネ NO.1270 クリアー	3	10	個
4	防塵マスク	使い捨て式、形状:立体型、頭かけタイプ、国家検定DS2 合格品、レギュラーサイズ 20枚入り	3M Vフレックス防塵 マスク 9105J-DS2	3	3	箱
	合計				1,023	

- ※種別 1. 規格・品質欄の規格品
2. 規格・品質欄の指定内容を満たす物品
3. 規格・品質欄の例示品又は例示品と同等の品質・規格を満たす物品

責任の所在

・物品の納品については、製造者の如何に関わらず、受注者が最終的に責任を負うこと。

その他

・受注者においては、物品引き渡し後、向こう1年間にわたり迅速かつ誠実に受注者の負担で製品の保守を行うこと。

・詳細な事項及び本仕様に定めのない事項については、担当職員と必要に応じて打ち合わせを行うものとする。

契 約 条 件 書 (売 買)

- 1 この契約条項において分任支出負担行為担当官を甲とし、見積書提出者(又は見積者)を乙と呼称する。
- 2 乙は契約物品を納入したときは、その旨甲に通知して甲の検査を受け、これに合格したときをもって引渡しを完了したものとする。
甲は納入の通知を受けた日から 10 日以内に検査を行うものとする。
- 3 検査に不合格のものがあつたときは、納入期限内又は甲の指定した期限内に代品と引換え納入して甲の検査を受ける。この場合は前項の条件を適用する。
- 4 乙は納入期限までに物品を納入することができないときは、すみやかに納入期限の延長を申し出るものとする。
- 5 乙は天災その他不可抗力による場合のほか納入期限までに物品を納入できないときは、遅延日数に応じ、遅延した部分の物品の契約金額に対し、年 3.0 パーセントの遅滞違約金を甲に支払うものとする。
- 6 乙は物品の引渡しを完了したときは、売買代金の支払を請求することができる。
- 7 甲は適法な支払請求書を受理した日から 30 日以内に代金を支払うものとし、甲の責に帰する理由により支払期限を経過して支払遅延となつた場合は、遅延日数に応じ、当該未払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。
- 8 引渡し完了後 1 年以内に契約物品にかくれた瑕疵があつた場合は、乙は甲の指示に従い、代品と引換え又は補修費を負担するものとする。
- 9 甲は乙がこの契約に関し義務不履行・不正行為があつたと認めたとき、又は乙の都合により解約を申し出たときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合に乙は、解除部分に対する契約金額の 100 分の 10 に相当する違約金を甲に支払うものとする。
- 10 前各項のほか定めのない事項については、必要に応じて甲・乙協議して定めるものとする。
- 11 この契約について紛争を生じたときは、甲・乙協議して定める第三者の調停によって解決するものとする。